

令和5年度
事業計画書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

公益財団法人福島県臓器移植推進財団

令和5年度事業計画

<基本方針>

「臓器の移植に関する法律」に定める臓器の移植により、臓器の機能に障害がある者に対する臓器の回復又は付与に資するため、臓器に関する保健衛生知識の普及啓発を図るとともに、臓器移植のための諸条件整備の援助を行い、もって県民の医療および福祉の向上に寄与する。

1 臓器移植に関する知識の普及啓発に関する事業

改正臓器移植法（平成22年7月）の施行により、本人の意思表示が不明な場合でも家族の承諾により提供が可能とされた。本人が意思表示をしている場合は、家族が本人の意思を尊重しながら決断することに繋がることから、日頃から臓器提供の意思表示をしておくことが重要である。そのため、イベント等の様々な機会を捉え普及啓発に努めるとともに、関係する機関・団体と連携し、臓器移植の普及啓発を一層推進する。

(1) イベント等における普及啓発

- ・市町村や医療機関等が主催する健康福祉関係イベントや献血会等に参加し、リーフレット配布やバナー展示等の普及啓発を実施する。
- ・成人の日のイベントで配布するリーフレット等の市町村への発送に協力する。
- ・目の愛護デー講演会を開催し、角膜移植への理解と眼に関する保健衛生知識の普及啓発を行う。（ライオンズクラブ国際協会 332-D 地区、福島県眼科医会との共催）

(2) グリーンライトアップの実施

移植医療への理解が広がることを目的として、10月の「臓器移植普及推進月間」及び臓器移植法が施行された10月16日を中心に、県内の建造物等を移植医療のシンボルカラーであるグリーンにライトアップする。

開催場所の拡充を検討し17か所以上での実施を目指す（令和4年度は16か所で実施。）。

(3) 各種関係機関との連携による普及啓発

- ・道の駅等との連携により普及啓発を実施する（ポスターの掲示等）
- ・イオングループが実施している、社会貢献促進のためのレシートキャンペーンによる支援対象団体への登録を行い、毎月11日に開催される黄色いレシートキャンペーンに参加し、移植医療の推進を呼びかける。
- ・関係機関に対し、リーフレット、ポスター等の掲示を依頼する
- ・医療機関や市町村等に、デジタルビジョン等での意思表示普及啓発動画の放映を依頼する
- ・県保健福祉部9課1室が所有する公用車へ、普及啓発マグネットシートの掲示を依頼する（令和4年度実績あり）

(4) 出前講座

- ・教育機関や企業等と連携して若年層を中心に、移植医療についての出前講座を実施し、講演を通して受講者に対して移植医療への啓発を行う
- ・随時コーディネーター等を講師として派遣する

(5) 広告媒体の活用による情報発信

- ・ SNS (Instagram、Facebook 等)、財団ホームページ等を活用し、イベントの開催予告や財団の活動報告を行う
 - ・ テレビやラジオ等の広報媒体を活用して PR を行う。
- (6) 普及啓発資材の作成および配布
- ・ 若年層を中心に県民に対して、臓器提供の意思表示等について知り、考えるきっかけとなるツールを作成し配布する。

2 臓器移植に関する援助事業

本財団の職員として臓器移植の推進を担う臓器移植コーディネーターを設置し、移植医療に関する専門的立場から、医療機関に対する必要な臓器提供体制整備支援や医療従事者への普及啓発および臓器提供症例発生時のあっせん業務を行う。また、県内での臓器提供が円滑に行われるための研修や意見交換を行い、院内コーディネーターや関係機関との連携を緊密に図る。

なお、臓器移植コーディネーターは、各種学会や研修会等に参加し移植医療に関する情報収集および知識の向上を図る。

- (1) 県臓器移植コーディネーターの設置及び資質向上
- ・ 福島県臓器移植コーディネーター設置事業に基づき、コーディネーターを設置する。
 - ・ 日本臓器移植ネットワーク主催の会議や研修会、各学会主催研修会等へ参加する。
 - ・ 北海道・東北ブロック臓器移植コーディネーター連絡会議等へ参加する。
- (2) あっせん対応
- ・ 臓器提供症例発生時、家族への説明や関係機関との調整等を行う。
 - ・ 提供後に、ドナー家族のフォローアップ、提供病院への経過報告等を行う。
 - ・ 他県で臓器提供症例が発生した場合、当該県へコーディネーターを派遣する（日本臓器移植ネットワークからの要請があった場合）。
- (3) 地域連携促進活動
- ・ 医療機関へ定期訪問し、医療機関の状況や情報交換を行うことにより、当該医療機関のニーズを把握し必要な支援を行う。
 - ・ 院内研修会および臓器提供シミュレーションの開催支援を行う。
 - ・ 臓器提供協力について意向確認ができていない医療機関を訪問し（病院長や救急救命センター長等と面談）協力要請を行う。
 - ・ 近隣県における医療機関の院内の体制整備についての情報共有に必要な会議を実施する。
 - ・ 医療機関が臓器提供を円滑に進めることのできるツールを作成し配布する。
- (4) 都道府県内研修
- ・ 院内コーディネーター等を対象とした研修会を行う（年2回）。
 - ・ 院内コーディネーター意見交換会を行う。
 - ・ 関係機関と連携した研修会等を開催する。
 - ・ 5類型施設を中心とした医療機関の意見交換会を行う。

3 臓器移植に係る組織適合検査の助成に関する事業

腎臓移植希望者が日本臓器移植ネットワークに新規登録を行う際の費用について、自己負担を軽減するために、組織適合（HLA）検査の一部費用（上限 15,000 円）を助成する。

4 眼球のあっせん等に関する事業

4-1 眼球提供者の募集および登録に関する事業

- ・市町村への周知や各イベントを通じてリーフレットを配布
- ・登録希望者の受付、登録、登録カードの発行
- ・移植希望者数の把握

4-2 眼球提供のあっせん並びに眼球の摘出及び保存に関する事業

- ・眼球の摘出、あっせんの実施
 - ・提供を受ける眼球の摘出及び移植を希望する患者への角膜等のあっせんの実施
 - ・スペキュラーマイクロスコープの設置
 - ・眼球あっせん等に関する意見交換会の開催
- 角膜移植に関する現状等について、福島県眼科医会及び福島県立医科大学眼科学講座等と情報共有および意見交換を行う。

5 その他の事業

(1) 感謝状贈呈事業

臓器及び角膜提供者の遺族に対し、感謝状を贈り敬意を表する

(2) 受取寄付金等事業

- ・寄附型自動販売機の設置施設募集

(3) 賛助会員の募集

- ・活動に賛同・支援いただける法人・個人を募集する

6 法人の運営

(1) 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定時理事会及び評議員会を開催するほか、必要に応じて随時開催する。

- ・理事会 年 2 回
- ・評議員会 毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回

(2) 監事による監査

公益財団法人としての運営の状況を監事に確認していただく。

(3) 財団関係者の意見交換会の開催等